

Chapter 3 会計基準の国際的収斂の動向 Topics & JPN Comparison

【Topic 3-1】ノーウォーク合意

ノーウォーク合意(Norwalk Agreement)¹⁾に基づいて、アメリカの会計基準の設定主体である財務会計基準審議会(FASB)は、アメリカの一般に認められた会計原則(GAAP)を国際財務報告基準(IFRS)へ収斂(convergence)させるために、以下の6つの活動を行っている。

① IASB との共同プロジェクト

これは、FASB および国際会計基準審議会(IASB)が人材を分かち合って、同様のタイム・スケジュールのもとで、協力してプロジェクトの検討を進めるというものである。具体的に、企業結合、収益の認識、概念フレームワークおよび財務諸表の表示についての問題が、取り扱われている。

② 短期統合プロジェクト

これは、アメリカの GAAP と IFRS との間の相違に焦点を当てて、短期的に高品質で収斂させるプロジェクトである。相違の性質から、アメリカの GAAP と IFRS の中から選択することにより、高品質の会計基準を達成することが可能と考えられているものである。

③ FASB の本部に IASB リエゾン・メンバーを滞在させること

これは、アメリカ担当の IASB リエゾン・メンバーを FASB に常駐させることにより、FASB と IASB の情報交換を活発にして、より強固な協力体制を築くこととなる。

④ FASB による IASB のプロジェクトの監視

これは、IASB のプロジェクトが、FASB の行っている検討と同様の水準にあるかについて監視するものである。

¹⁾ FASB, *Convergence with the International Accounting Standards Board (IASB)*, FASB. http://www.fasb.org/intl/convergence_iasb.shtml より。

⑤ 収斂に関する**研究プロジェクト**

これは、アメリカの GAAP と IFRS との間の実質的な相違を明らかにして、それらの相違の解決に向けての方策を検討するものである。研究プロジェクトは、認識、測定、表示および開示に関する問題であり、いずれもある会計処理と会計基礎概念との矛盾が生じている問題に関連している。

⑥ FASB のすべての議題の決定に関連して、IASB および諸外国との**協力体制の整備**についての考察

これは、FASB の議題について、IASB あるいはその他の会計基準の設定主体との協力の可能性について評価するものである。具体的には、その解決が世界的に会計基準の収斂を高める可能性、他の会計基準の設定主体との協力の必要性、および共同あるいはその他の協力体制のために、適切かつ十分な資源が整っているかといった視点から考察される。

【JPN Comparison 3-1】日本の会計基準の設定主体

IASB が設立される 2001 年まで、日本の会計基準の設定主体は、政府・大蔵省（現在、財務省）の内部機関である**企業会計審議会**であった。

2001 年に IASB が設立されると、アメリカ、イギリスなどのアングロ・サクソン諸国と同様に、民間団体による会計基準設定主体の設立が求められ、財団法人**財務会計基準機構(FASF)**が設立され、その内部機関として**企業会計基準委員会(ASBJ)**が設置された。

ASBJ は、FASF より会計基準等の開発業務について委任を受けた日本の**会計基準の設定主体**である。ASBJ は、国内の会計基準等の開発、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の調査研究・開発、国際会計基準整備への貢献等を目的として、2002 年以降、**企業会計基準**をはじめ、**企業会計基準適用指針**および**実務対応報告**を公表している。これらは、主として、証券市場で資金調達する企業を対象とした会計基準である。